

平成26年 2 月 26 日

四国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項ただし書の規定にもとづき申請を行なった供給約款等以外の供給条件（平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ太陽光発電促進付加金単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、太陽光発電促進付加金単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については、小数点以下第3位で四捨五入しております。

3（料金）（6）イに定める太陽光発電促進付加金単価

区分および単位	太陽光発電促進付加金単価	消費税等相当額
	円	円
(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
20ワットまでの1灯につき	0.65	0.03
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1.30	0.06
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1.95	0.09
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	3.27	0.16
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	1.63	0.08
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.98	0.05

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.95	0.09
100ボルトアンペアをこえ る 1 機器につき50ボルト アンペアまでごとに	0.98	0.05
「定額電灯および公衆街路灯 Aの料金についての特別措置」 の適用を受けている電灯 10ワットまでの 1 灯につき	0.33	0.02
b 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアま での場合	0.03	0.00
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまで の場合	0.05	0.00
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	0.05	0.00
総容量が500ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	0.53	0.03
総容量が 1 キロボルトアンペ アをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトア ンペアまでごとに	0.53	0.03
c 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日に つき	0.56	0.03
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	0.28	0.01
d 供給約款附則 5（農事用電力 〔脱穀調整用電力〕のお客さま についての特別措置） 1 日につき 契約電力 0.5キロワット	0.14	0.01

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
1キロワット	0.27	0.01
2キロワット	0.56	0.03
3キロワット	0.83	0.04
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	0.27	0.01
e 深夜電力A 1契約につき	8.40	0.40
(ロ) 従量制供給の場合		
a 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B 最低料金 1契約につき最初の11キロ ワット時まで	0.92	0.04
電力量料金 上記をこえる1キロワット 時につき	0.08	0.00
b a以外の場合 1キロワット時につき	0.08	0.00